

食品健康影響評価の結果を踏まえた 農薬類の見直し案について



厚生労働省では、平成 29 年 10 月 31 日に平成 29 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会が開催され、食品健康影響評価の結果を踏まえた水質基準等見直し案について話し合いが行われました。その結果、現行評価値と異なる評価値が得られたことから、見直しを実施すべき項目として以下の農薬類が示されました。

表. 食品健康影響評価結果

略号	項目	食品安全委員会 評価結果通知	評価内容:ADI (mg/kg 体重/日)	新評価値 (mg/L)	現行評価値 (mg/L)	対応方針
対-012	イソキサチオン	H28.2.23	0.002	0.005	0.008	強化
対-036	グリホサート	H28.7.12	1	2	2	変更なし
対-003	2,4-D(2,4-PA)	H29.5.16	0.0099	0.02	0.03	強化
対-042	シアナジン	H29.2.28	0.00053	0.001	0.004	強化
他-027	ジクロルプロップ	H29.7.4	0.036	0.09	0.06	緩和
他-081	メタミドホス	H28.12.13	0.00056	0.001	0.002	強化

対:対象農薬リスト掲載農薬

他:その他農薬類

表のうち、グリホサートについては、第 18 回厚生科学審議会生活環境水道部会(平成 29 年1月31日開催)において、食品健康影響評価の結果を踏まえた評価値である 2.5mg/L が提案され了承を得ましたが、再度検討した結果、

- ・ 水質基準等においては原則として有効数字1桁での評価値設定を行っていること
- ・ 従来の目標値 2mg/L が、他の農薬類の目標値と比較して十分高い値であること
- ・ 従来の目標値 2mg/L が、TOC(水質基準項目)の基準値 3mg/L と比較しても十分高く、本農薬の目標値をさらに引き上げることで TOC の基準遵守に影響を与える可能性があること等から、現行の 2mg/L を継続することとされました。

以上のことから、農薬類のうち対象農薬リスト掲載農薬類(イソキサチオン、2,4-D(2,4-PA)、シアナジン)に係る新評価値の設定については、パブリックコメント手続き、厚生科学審議会生活環境水道部会を経て見直しを行い、平成 30 年 4 月 1 日から適用される予定となりました。

また、農薬類のうち、その他農薬類(ジクロルプロップ、メタミドホス)については、新目標値を設定し、平成 30 年 4 月 1 日から適用される予定となりました。

当社は水道法第 20 条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関及び水道 GLP 認定機関として、長年の水質検査の実績があります。お気軽にご相談ください。

資料 2017 年 10 月 31 日付 厚生労働省 平成 29 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会資料

分析技術箇所 杉山みなみ

